

龍ヶ崎労働基準監督署

第13次労働災害防止計画

(2018年度～2022年度)

はじめに

昭和33年に産業災害防止総合5カ年計画が策定されて以来、12次にわたって労働災害防止計画が定められてきました。昭和30年代、40年代の第1次から第3次の計画では、最低労働条件を定めた労働基準法の下で、多発する死傷災害が最も重要な課題でありました。昭和47年に労働安全衛生法が施行された後の第4次から第12次の計画では、事業者が遵守すべき最低基準を義務として示すだけでなく、より高い労働安全衛生水準の確保が課題として取り上げられてきました。

近年の状況をみると、労働災害による死亡者数こそ減少しているものの、いまだその水準が低いとはいえ、第3次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化があり、休業災害もかつてのような減少は望めず、これまでとは違った切り口や視点での対策が求められています。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが重要となっているほか、治療と仕事の両立への取り組みの推進も求められています。さらに化学物質による健康障害の防止や今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等への対策強化も必要となっています。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現のため、龍ヶ崎労働基準監督署では以下の目標や重点事項等を定めた「第13次労働災害防止計画」を策定いたしました。

計画の期間

本計画は、2018年度を初年度、2022年度を目標年度とする5カ年計画とします。

計画の目標

(1) 死亡災害の減少目標

第13次防期間中の死亡災害を第12次防期間中発生件数の15%以上減少を目指します。
(参考：12次防の死亡者 計20人)

(2) 死傷災害の減少目標

平成34年の休業4日以上の災害を平成29年に対して5%以上減少を目指します。
(参考：平成29年 373人)

製造業、建設業、陸上貨物運送事業、畜産業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の休業4日以上の災害を平成29年に対して8%以上減少を目指します。

(参考：平成29年 製造業94人、建設業35人、陸上貨物運送事業22人、畜産業86人、小売業45人、社会福祉施設10人、飲食店9人)

労働者数50人以上の事業場のうち、ストレスチェックの結果を集団分析した事業場の割合が90%以上を目指します。
(参考：平成29年 79.3%)



重点事項等

(1) 死亡災害等、重篤な災害を防止するための対策の推進

建設業

- ・ 墜落防止用保護具について、原則としてフルハーネス型とし、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用徹底
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づく取組施策の着実かつ計画的な実施 他

製造業

- ・ 最も多く発生している機械へのはさまれ・巻込まれ災害の防止
- ・ 職長に対する教育の徹底 他
- ・ 高経年施設、設備に対する経年劣化に応じたリスク低減措置の推進 他

陸上貨物運送事業

- ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「荷役ガイドライン」の一層の周知・徹底、安全衛生教育の強化 他

第三次産業

- ・ 小売業、飲食店（転倒災害防止、4Sの徹底、「危険の見える化」の促進等）
- ・ 社会福祉施設（転倒災害防止、腰痛予防のための教育や介護機器の導入促進等）

畜産業

- ・ 労災防止に関する機運の一層の醸成、自主的活動の強化

(2) 業種横断的な労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害防止、交通労働災害防止、墜落・転落災害防止、非正規労働者等の災害防止、高年齢労働者対策の実施 他

(3) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進

- ・ 長時間労働者に対する医師の面接指導、健康相談等の実施、衛生委員会での調査審議の実施
- ・ メンタルヘルス対策の推進、腰痛予防を含めた教育の実施、熱中症の予防（WBGT値の有効活用）、粉じん障害防止対策の推進 他

(4) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

- ・ 治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知・啓発
- ・ 県南地域産業保健センターの周知、活用の促進 他

(5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの促進、取扱う労働者への教育の充実
- ・ 石綿による健康障害防止、受動喫煙防止対策の普及・促進 他

